

定住促進就業祝金支給事業のお知らせ

村では、村内に住む若者の定住を促すとともに、雇用の安定と地域の活性化を図ることを目的として、「喬木村定住促進就業祝金」を支給しています。

下記の条件にあてはまる方は、期限までに申請書を提出してください。

1 対象要件 (①～⑤に全てあてはまること)

- ① 申請時に村内に居住し、将来に渡って定住する意志があること。
- ② 中学校、高等学校、専門学校又は大学等のいずれかを卒業し、3年以内に事業所等に就業していること。
(事業所等とは本村から通勤可能な範囲内の事業所、自営業及び農家をいいます)
- ③ 就業後1年を経過し、引き続きその事業所等に就業している者であること。
- ④ 公務員でないこと。
- ⑤ 就職後、18ヶ月以内であること。【申請期限】

2 祝金の額 50,000円

3 申請の方法 就職後、1年を経過し、1年6月を経過するまでに申請してください。

- ① 喬木村定住促進就業祝金支給申請書(様式第1号)
- ② 卒業証書又は卒業証明書の写し
- ③ 在職証明書(勤務している事業所の証明を受けて下さい)
- ④ 定住誓約書
- ⑤ 喬木村定住促進就業祝金支給請求書(様式第3号)

上記の書類をそろえていただき、役場産業振興課に提出して下さい。

2025(R7)年4月1日に就職された方は、2026(R8)年9月末までに提出してください。

※申請書類は、村ホームページからダウンロードしていただくか、担当までお申し出ください。

4 祝金交付式について

申請書類ご提出後、村が支給決定した方には、祝金交付式のご案内をさせていただきます。

【申請期間について】

【申請期間の例】2025(令和7)年4月1日就業の方の申請期間

学生	就業		
2025.3	2025.4~	申請期間 2026.4 ~ 9	受給資格喪失 2026.10~
	申請できません		